

高齢者虐待防止について

本日の内容

- 高齢者虐待とは
- 高齢者虐待の種類について
- 虐待通報義務について
- 令和6年度からの義務化について
- 身体拘束について

高齢者虐待とは…

高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益が侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること



虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任
- ③ 心理的虐待
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、
又は生じるおそれのある暴行を加えること。



●暴力的行為

例)

- ・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、ぶつかって転ばせる、刃物や器物で外傷を与える、本人に向けて物を投げる等。

●本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せず高齢者を乱暴に扱う行為

例)

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる等。

●「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

● 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
例)

- ・ 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

● 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

例)

- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。

● 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

例)

- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させないなど

● 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

例)

- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切るなど

● その他職務上の義務を著しく怠ること

例)

- ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠るなど

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

● 威嚇的な発言、態度

例)

- ・ 怒鳴る、罵る、「追い出すぞ」などと言い脅す。

● 侮辱的な発言、態度

例)

- ・ 老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・ 排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。（○○ちゃんなど）

● 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

例)

- ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）

● 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

例)

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をするなど

● 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

例)

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

● その他

例)

- ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。

例)

- ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- ・ わいせつな映像や写真を見せる。
- ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない等

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

○ 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

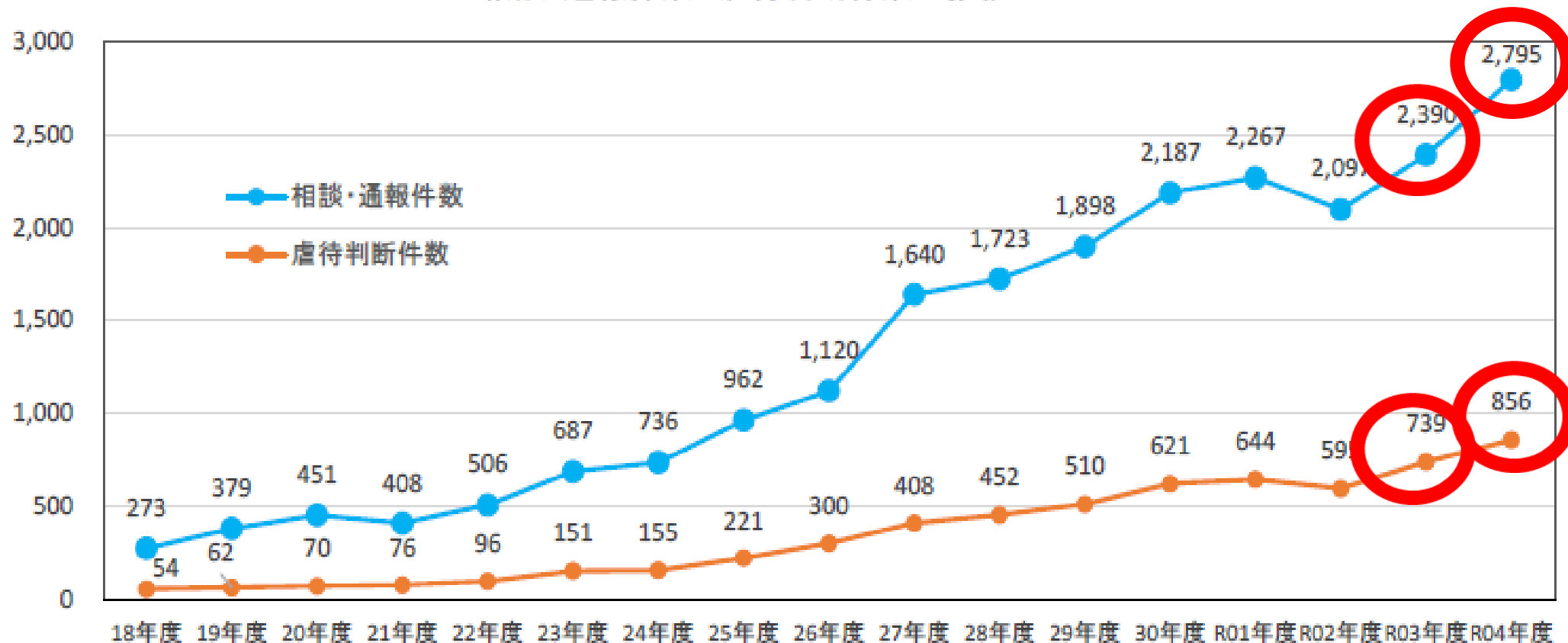
例)

- ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
- ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

令和6年度からの義務化について

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

(件)



令和6年度からの変更点

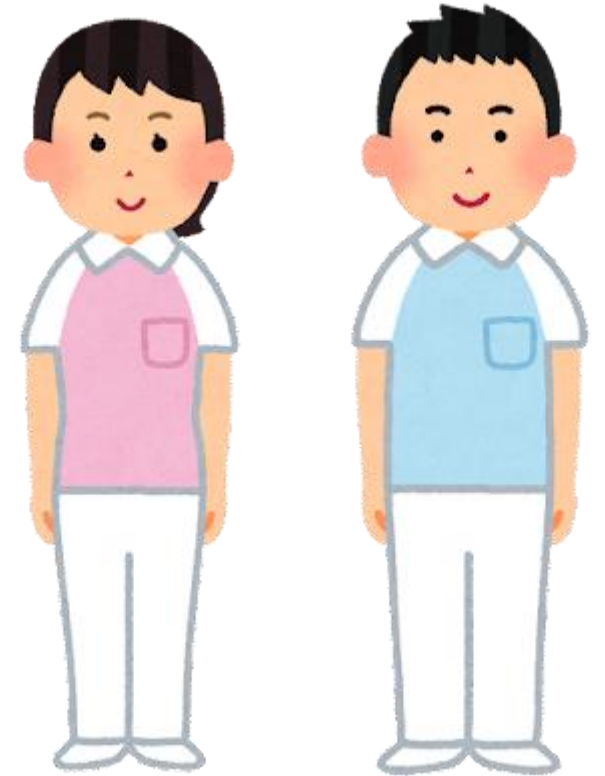
- 虐待防止委員会の定期的な開催及び不参加の従業者に対して結果を周知すること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 虐待の防止に関して定期的な研修を実施すること
- 虐待防止に関して担当者を置くこと。

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催

定期的な開催



従業員への周知



虐待の防止のための指針の整備

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

研修の実施

定期的 & 新入職員への研修が必要！

【研修開催回数】

年2回以上：特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

年1回以上：上記以外のサービス

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

前述の措置を適切に実施するための**担当者の設置**が必要。

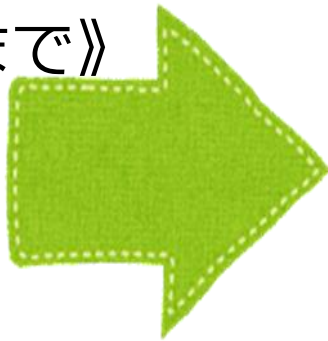


高齢者虐待防止措置未実施減算について

《対象》

全サービス（居宅管理療養指導、特定福祉用具販売を除く）

《令和5年度まで》
なし



《改定後》

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算



もし虐待を見かけたら？



高齢者虐待の通報義務



(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても同様とする。

虐待を見かけたときは…

重要!

まずは事業所の規則
に従って担当者に報
告

●大阪市福祉局介護保険課
(指定・指導グループ)

06-6241-6310

改善されない…
担当者に言えない…
等

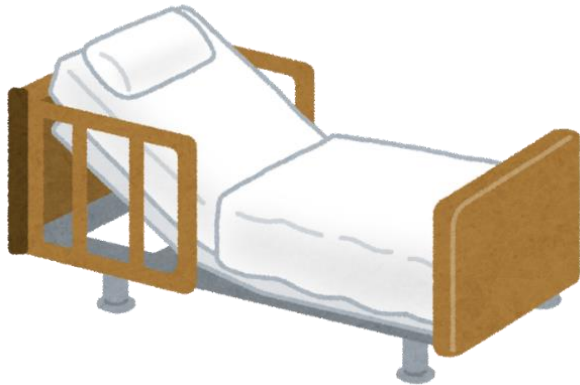


身体拘束について

身体拘束とは

本人の意思で自由に動けないようにするため、身体の一部を拘束、あるいは行動を制限すること

徘徊、他人への迷惑行為等のいわゆる問題行動などを防止するために、車いすやベッドに拘束する、車いすやいすからのずり落ちや転倒、ベッドからの転落、車いすとベッドとの間を移乗する際の転倒等といった事故を防止するために、これらの用具に拘束するなどは身体拘束にあたる。





『つなぎ服 = 身体拘束』 だけど、下着の
ロンパースなら大丈夫？
『ミトン = 身体拘束』というけど、軍手なら良い？

使用する物品で身体拘束かどうかを判断するのではなく、
「利用者の行動を制限する行為」に該当するかどうか、
が問題です。



事例1

利用者Aさんは認知症のため、夜間徘徊したり転倒の危険性が高いため、夜間の介護スタッフが少ない時間帯は扉を外から棒で抑え居室内に閉じ込めた。

スタッフ間で情報共有はされていたが必要性の検討等を行われておらず、家族や本人への説明及び同意の取得もされていなかった。

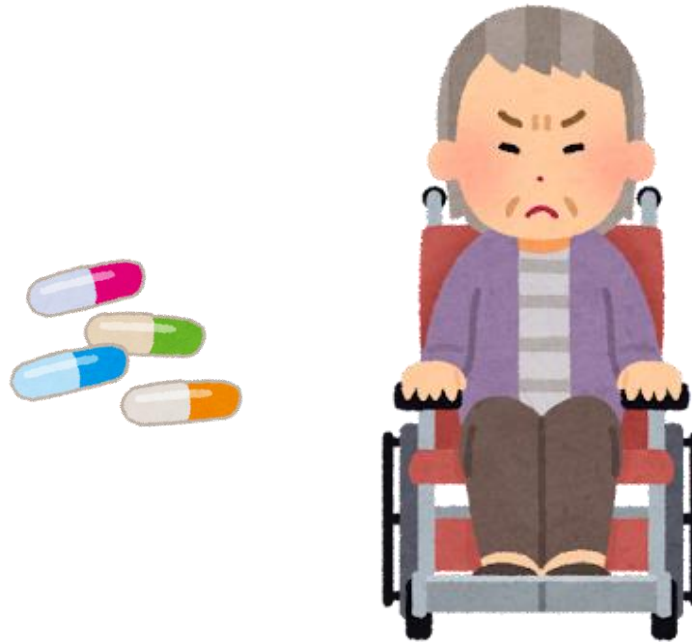


事例1の問題点は？

- ケアマネジャー等の他の支援者らと共有されていない。
- スタッフミーティングで共有された記録を残していない。
- 利用者や家族への説明がされておらず、同意を得ていない。
- 切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たすか不明である。

事例2

入所者Bさんは不穏が強く暴れることがあるため介護職員は医師の指示はないが安定剤を内服させた。



事例2の問題点は？

- ・ドラッグロックに該当する。
- ・入所者の不穏への対応が施設として考えられていない。
- ・処方されていない薬剤を使用する危険性が考えられていない。

身体拘束と高齢者虐待

「緊急やむを得ない」場合を除いて、
身体拘束は原則すべて高齢者虐待に
該当します。

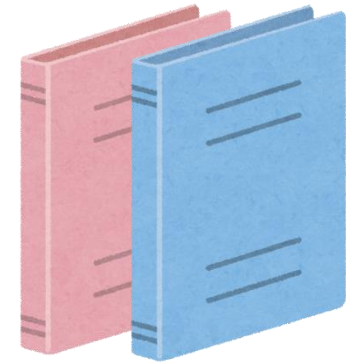
緊急やむを得ない場合の3要件

- ①切迫性：本人や他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

重要!

3つの要件をすべて満たすことが必要

身体的拘束等の適正化の推進



＜満たすべき基準＞

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。また 新規採用時には必ず研修を実施すること。

身体拘束等の適正化の推進①

《短期入所系サービス、多機能系サービス》

《令和5年度まで》
なし



《改定後》

身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算



《満たすべき要件》

- 身体拘束等を行う場合にはその**態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を3か月に1回以上開催**するとともに**その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図る**こと。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施**すること。

身体拘束等の適正化の推進②

《訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、居宅介護支援》



《運営基準》

- 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**
- 身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**

高齢者の安心と安全のために、正しい理解と適切な対応をお願いします。